

## 第1章 はじめに

- 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により首都圏では約515万人の帰宅困難者が発生し、対策を一層強化する必要性が顕在化
- 首都圏の住民、市区町村、企業、主要ターミナル駅を対象に3月11日の帰宅困難者等対策の実態について調査し、課題と現在の取組状況を分析  
課題例) 「むやみに移動を開始しない」という原則の周知不足、一時滞在施設の必要性、帰宅困難者等の情報ニーズ、家族等の安否確認手段の周知不足、企業への一斉帰宅抑制の意義の周知・啓発、主要駅と関係機関との連携関係の構築
- 検討の前提として平日昼12時発生 of 東京湾北部地震(M7.3)を想定

## 具体的な取組内容

### 第2章 一斉帰宅の抑制

- 「一斉帰宅抑制の基本方針」の決定(第2回協議会)
  - ・個人、事業者、行政機関が取り組むべき基本的事項
  - ・企業等の3日分の備蓄努力
- 基本方針の下、各主体が取り組むべき基本的事項とその考え方の整理
  - ・企業等における施設内待機
  - ・大規模な集客施設や駅等における利用者保護
  - 例) 備蓄量・備蓄品目の例示、企業等の方針策定、行政機関の情報提供体制確保
- 今後、「事業所における帰宅困難者等対策ガイドライン(仮称)」等を作成
- 基本方針の実効性確保に向けた広域的取組等を検討  
例) 都の「帰宅困難者対策条例」制定等、基本方針の周知徹底策の検討

### 第3章 一時滞在施設の確保

- 一時滞在施設の考え方
  - ・一時滞在施設とは、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設
  - ・想定施設(庁舎等の公的施設、集会場やビルのエントランスホール等の民間施設)
  - ・発災時における帰宅困難者等と近隣住民の混在への留意
- 一時滞在施設の運営及び確保のための役割分担の整理
  - ・施設管理者の受入れ方針や運用体制の取決め
  - ・都県及び市区町村施設の指定
  - ・国施設での受入れ
  - ・行政機関から民間施設への協力要請及び協定締結
- 今後、「一時滞在施設の確保と運営のガイドライン(仮称)」を作成

### 第4章 帰宅困難者等への情報提供

- 帰宅困難者等への情報提供体制の考え方の整理
  - ・必要となる情報内容
  - ・情報ごとに適した提供手段
  - ・情報を保有する機関と情報提供手段を保有する機関の連携
  - ・Twitter(ツイッター)・Facebook等SNSの活用
- 家族等の安否情報を速やかに確認できる体制の整備に係る課題の整理  
例) 複数の安否確認手段の周知、安否確認手段の体験・活用の取組、通信事業者による技術開発等の取組の促進
- 今後、「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン(仮称)」を作成

### 第8章 協議会構成員による帰宅困難者等対策の取組状況

- 本協議会における検討と並行して協議会構成員等において進めてきた帰宅困難者等対策の取組状況を整理(29機関)

## 第9章 最終報告に向けて

- 切迫性の高い首都直下地震に備え、最終報告に向けて、官民連携による帰宅困難者等対策の確立のための具体的な検討を加速

### 第5章 駅周辺等における混乱防止

- 駅前滞留者対策の協議会や地域の行動ルールの策定の考え方の整理
  - ・PDCAサイクルに基づく地域の防災力向上
  - ・組織は組織で対応する(自助)
  - ・地域が連携して対応する(共助)
  - ・公的機関は地域をサポートする(公助)
- 駅前滞留者対策訓練のあり方の検討
  - ・地域特性の反映
  - ・訓練内容の一部のブラインド化
  - ・関係機関の連携
- 今後、駅前協議会の体制強化等のための方策を検討
  - ・現地本部の円滑な立ち上げ
  - ・指示系統や役割分担の明確化
  - ・構成員間の情報伝達手段
  - ・複数の市区町村にまたがる駅周辺でのルール作り

### 第6章 徒歩帰宅者への支援

- 災害時帰宅支援ステーションの考え方の整理
  - ・支援内容(飲料水、トイレ、情報の提供)
  - ・想定施設(学校等の公共施設、コンビニエンスストア等の民間施設)
  - ・住民等への周知
  - ・ステッカーの掲出
- 災害時帰宅支援ステーション確保のための役割分担の整理  
例) 行政機関による協定締結、企業等による系列店への啓発・運営支援
- 今後、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上等のための方策を検討
- 帰宅支援対象道路や徒歩帰宅訓練の充実のための方策を検討

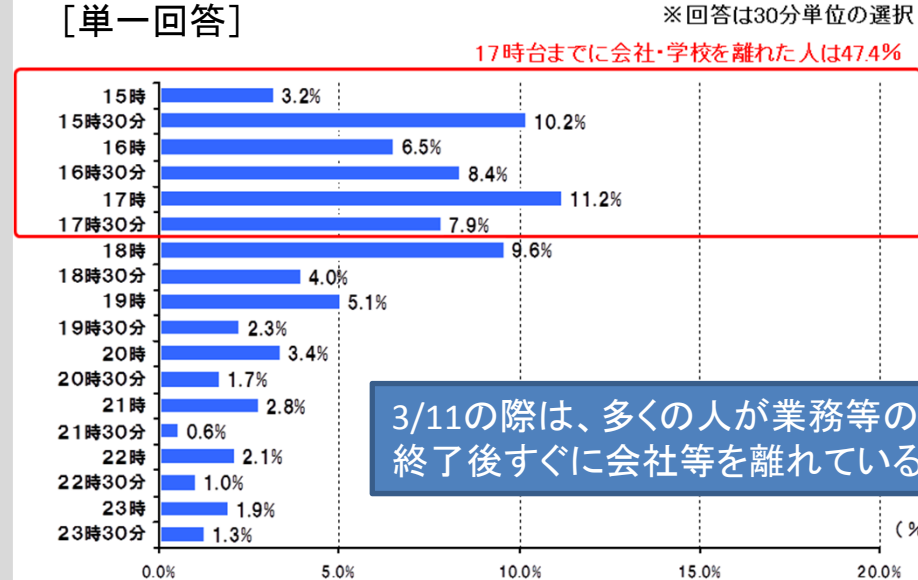
### 第7章 帰宅困難者の搬送

- 帰宅困難者等の代替搬送手段確保の考え方の整理
  - ・原則、徒歩帰宅可能な帰宅困難者等は徒歩で帰宅
  - ・自力での徒歩帰宅が困難な災害時要援護者等を中心とした搬送の実施可能性の検討
  - ・広域的な避難に係る輸送体制は、本検討の考えも踏まえつつ別途検討が必要
- 帰宅困難者の搬送に係るシミュレーションの実施
  - ・災害時要援護者等の搬送を最優先に検討
  - ・一般搬送者の搬送には相当な時間
  - ・徒歩帰宅支援体制の充実や都心部等に長期間滞留する帰宅困難者への対応が必要
- 今後、搬送の運用体制や情報提供に係る対策を検討

### 1. 帰宅困難者等対策の実態調査結果(抜粋)(第1章関係)

(1)3月11日の帰宅困難者数の推計 (2)会社・学校を離れた時間(3月11日23時30分までを記載)

地震発生時の居場所	3月11日の帰宅困難者数	外出者(自宅外)人口に帰宅困難者が占める割合
東京都	約352万人	約40%
神奈川県	約67万人	約20%
千葉県	約52万人	約24%
埼玉県	約33万人	約14%
茨城県南部	約10万人	約16%
合計	約515万人	約30%



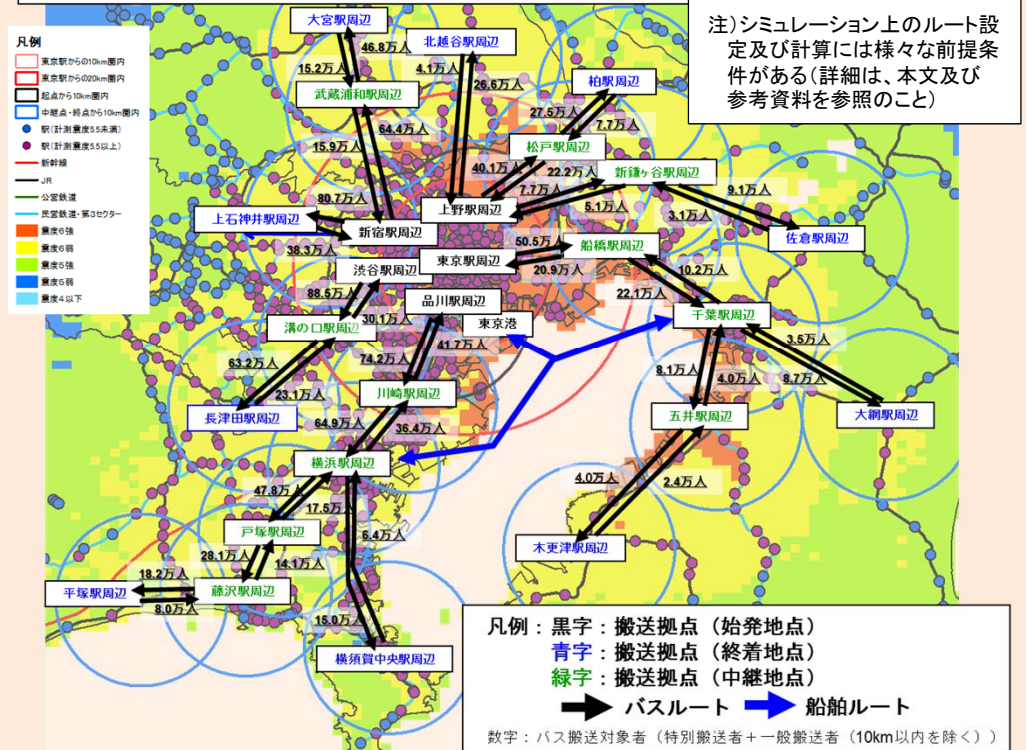
### 4. 帰宅搬送シミュレーション結果(第7章関係)

バスによる搬送シミュレーション結果(搬送終了に要する日数)

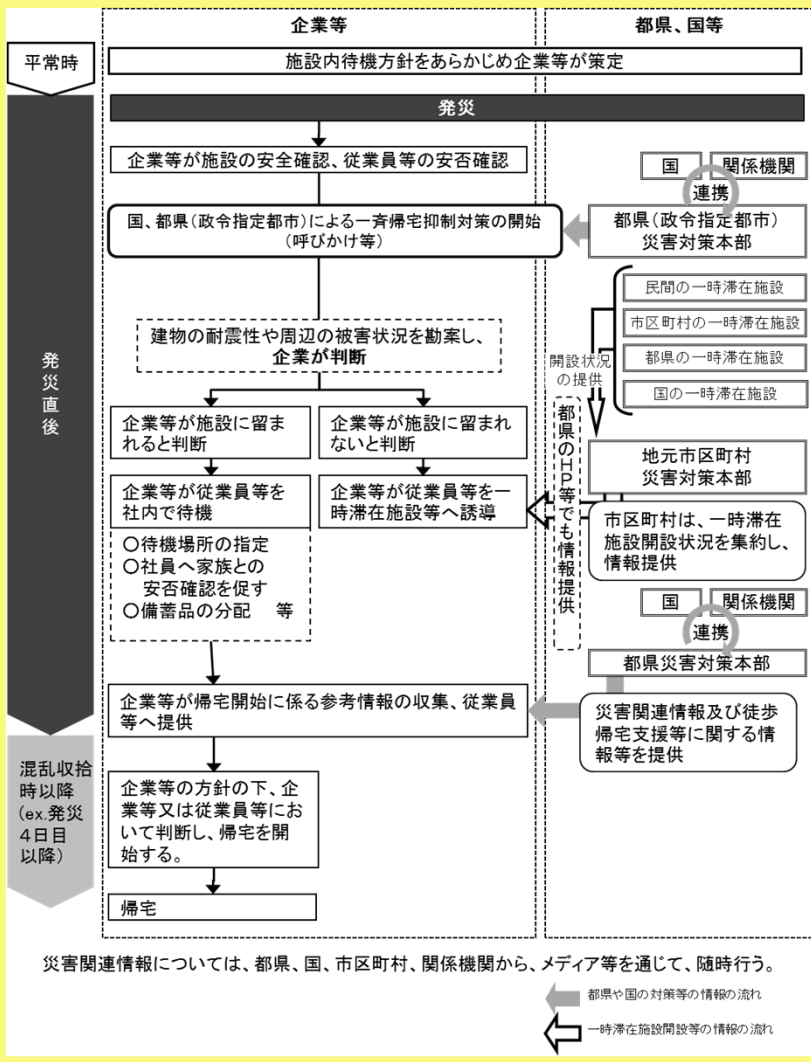
バスの輸送力の想定	バスの運行速度	特別搬送者のみ	一般搬送者を含む(自宅まで10km以内を除く)
① 現実ケース(最も過酷なケース) (3, 267台運用)	平均10km/時	1.7日	6.0日
	平均20km/時	1.0日	3.5日
	高速道路利用可	0.7日	4.4日
② 運転者確保ケース (6, 533台運用)	平均10km/時	0.8日	3.0日
	平均20km/時	0.5日	1.8日
③ 帰宅困難者搬送重点ケース(最大ケース) (9, 800台運用)	平均10km/時	0.7日	2.0日
	平均20km/時	0.4日	1.2日
④ ①に加えて船舶(3隻)を利用するケース (3, 267台運用)	平均10km/時		6.0日
	平均20km/時		3.5日
	高速道路利用可		4.4日

特別搬送者: 自宅までの距離に関わらず、自力での徒歩帰宅が困難であり、何らかの搬送手段の検討が必要となる帰宅困難者  
 現在地からバス搬送拠点等までの端末輸送は、タクシーの利用も考慮  
 一般搬送者: 自宅までの距離が一般的に徒歩帰宅可能な距離を超える帰宅困難者  
 計算の前提とした搬送シミュレーション上のバスルート

搬送シミュレーションのための搬送バスルートの設定と搬送対象人数(一般搬送者が最大の場合)  
 ※計算のための設定ルート・搬送拠点であり、実際の運用に際しては別途検討が必要



### 2. 一斉帰宅抑制のフロー図(第2章関係)



### 3. 平成23年度東京都帰宅困難者対策訓練の実施(第5章関係)

実施日: 平成24年2月3日(金)  
 会場: 東京駅周辺、新宿駅周辺、池袋駅周辺など  
 参加者: 約12,000人

